

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年4月27日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪府守口市桜町4番17号、草津市野村八丁目6番41号 敷島住宅株式会社 代表取締役 川島永好、アサヒ開発株式会社 代表取締役 木村 忠史	草津市川原町字四反長55番1 外14筆	6,653.62㎡	R5.4.27	1660

（令和5年4月27日揭示済み）

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年4月28日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5051-011
- (2) 工 事 名 なごみの郷空調設備改修工事
- (3) 工事場所 草津市志那町
- (4) 工事概要 空調設備改修工事
内容 空気調和設備、内外装、動力設備、電灯コンセント設備、放送設備、自動火災報知設備、撤去工事、発生材処理
- (5) 工事期間 契約締結日から令和6年1月10日まで

2 予定価格 64,336,000円（税抜き）

3 最低制限価格 設定する。（事後公表）

4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。

また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

滋賀県草津市若竹町8番31号

Arimoto Design Works(株)

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和5年度において給排水冷暖房工事（管工事）部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和5年度の格付けにおいて、給排水冷暖房工事（管工事）部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。
- ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。
- イ 主任技術者は、1級管工事施工管理技士の資格を有する者であること。
- ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること
- エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。
- 6 設計図書等の配布
- (1) 配布期間 令和5年4月28日午前9時から令和5年6月2日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。
- 7 設計図書等に対する質疑
- (1) 受付期間 令和5年4月28日午前9時から令和5年5月16日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和5年5月23日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。
- 8 入札書等の提出
- (1) 入札書受付期間 令和5年6月5日午前9時から令和5年6月6日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等
入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。
- ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）
- イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
- ウ 管工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し
- エ 主任技術者（監理技術者）の1級管工事施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し
- オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し
- カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し
- キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料
- ク 見積内訳書
- (5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。
- 9 開札
- (1) 開札日時 令和5年6月7日 午前9時30分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課
- 10 落札者の決定方法
予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。
また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。
- 11 積算疑義申立て手続きに関する事項
- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申

立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停

止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 077-561-2307（直通）

（令和5年4月28日揭示済み）

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和5年4月28日

草津市長 橋 川 渉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和5年4月28日から
令和5年5月31日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

（令和5年4月28日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年5月1日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市追分八丁目15番2号 西村 敏幸、西村 亨	草津市芦浦町字咎坪332番1	350.03㎡	R5.5.1	1661

(令和5年5月1日掲示済み)

教育委員会規則

草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月1日

草津市教育委員会教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会規則第4号

草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則（昭和54年草津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

老上中学校	老上小学校	野路町（東海道本線西） 南草津一丁目～五丁目 南笠町（老上西小学校の区域を除く。） 矢橋町（1～23番地・39番地・52番地・65～72番地・104番地・105番地・293～417番地） 橋岡町2～34番地（27番地および29番地2～29番地7を除く。）
	老上西小学校	南笠町（801～887番地・1051～1090番地・1891番地以降） 新浜町 矢橋町（老上小学校の区域を除く。） 橋岡町（老上小学校の区域を除く。）

を

老上中学校	老上小学校	野路町（東海道本線以西）南草津一丁目～五丁目 南草津プリムタウン一丁目～四丁目 南笠町（老上西小学校の区域を除く。） 矢橋町（1～23番地・39番地・52番地・65～72番地・104番地・105番地・293～417番地） 橋岡町2～34番地（27番地および29番地2～29番地7を除く。）
	老上西小学校	南笠町（801～887番地・1051～1090番地・1891～2000番地） 新浜町 矢橋町（老上小学校の区域を除く。） 橋岡町（老上小学校の区域を除く。）

に改める。

付 則

この規則は、令和5年5月20日から施行する。

(令和5年5月1日掲示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第9号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月1日

草津市教育委員会 教育長 藤田 雅也

- 1 期 日 令和5年5月30日(火) 午後3時
- 2 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和5年5月1日揭示済み)

公平委員会規則

草津市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和5年4月19日

草津市公平委員会 委員長 中 島 哲 男

草津市公平委員会規則第1号

草津市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則

草津市公平委員会が保有する個人情報に係る草津市個人情報保護法施行条例（令和5年草津市条例第1号）の施行については、草津市個人情報保護法施行細則（令和5年草津市規則第16号）の例による。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（草津市公平委員会個人情報保護条例施行規則の廃止）
- 2 草津市公平委員会個人情報保護条例施行規則（平成18年草津市公平委員会規則第1号）は、廃止する。

(令和5年4月19日揭示済み)

草津市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月19日

草津市公平委員会 委員長 中 島 哲 男

草津市公平委員会規則第2号

草津市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

草津市職員からの苦情相談に関する規則（平成17年草津市公平委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法第28条の4または第28条の5の規定に基づく」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員としての」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の草津市職員からの苦情相談に関する規則の規定を適用する。

(令和5年4月19日揭示済み)

草津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月19日

草津市公平委員会 委員長 中 島 哲 男

草津市公平委員会規則第3号

草津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

草津市職員の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年草津市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 60歳到達前に管理職員であった職員については、管理監督職勤務上限年齢による降任等により当該職を離

れた場合においても、管理職員とみなす。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和5年4月19日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第5号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年5月1日

草津市農業委員会

会長 中野 隆史

- 1 期 日 令和5年5月10日(水) 午後1時30分
- 2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 3 付議案件
 - 1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)
 - 2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について(報告)
 - 3) 農地変更届出について(報告)
 - 4) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 5) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 6) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 7) 草津農業振興地域整備計画の変更(除外・編入)につき、意見を求めることについて
 - 8) 草津農業振興地域整備計画の変更(用途変更)につき、意見を求めることについて

(令和5年5月1日揭示済み)